

○八女西部広域事務組合事務局設置条例

(昭和 45 年 10 月 31 日 条例第 3 号)

改正 平成 19 年 8 月 20 日条例第 1 号

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の規定による八女西部広域事務組合に関する事務を処理するため事務局（以下「事務局」という。）を置く。

第 2 条 事務局に、事務局長、職員を置く。

第 3 条 事務局長は、組合長の命を受け組合に関する事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け事務に従事する。

第 4 条 事務局長に事故があるときは、組合長があらかじめ指定する職員がその事務を代理する。

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 20 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日より施行する。